

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 令和元年12月12日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（6名）

委員長	滝川美幸君	副委員長	金丸幸司君
	秋山照雄君		赤澤厚君
	松井豊君		有泉庸一郎君

欠席委員（1名）

小浦宗光君

傍聴議員（10名）

議長	清水正二君	伊藤毅君
	加藤敬徳君	清水和弘君
	横山洋介君	五味武彦君
	斉藤芳夫君	長谷部集君
	内藤久歳君	保坂芳子君

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	小田切 聡 君	総務部長	望月 映樹 君
市民部長	剣持 豊彦 君	生活環境部長	石合 雅史 君
子育て健康部 部長	小宮山 正美 君	教育部長	樋口 充 君
秘書政策課長	丸山 英資 君	企画財政課長	山田 洋 君
総務課長	小澤 明 君	人事課長	高鳥 悟 君
防災危機管理課 課長	白神 忠広 君	税務課長	長田 裕二 君
市民活動支援課 課長	小林 一三 君	子育て支援課 課長	戸澤 文香 君

教育総務課長	加藤文雄君	学校教育課長	輿石信君
生涯学習文化課長	飯沼秀司君	スポーツ振興課長	山岡広司君
総合政策係長	大木康君	広聴広報係長	中村大輔君
財政係長	堤貞治君	総務係長	小宮山厚君
契約係長	山田郁子君	人事係長	瀧波秀彰君
給与係長	早川要子君	消防防犯係長	樋川浩一君
市民税係長	金子智奈美君	市民生活係長	日本修君
保育係長	伊藤敦君	施設係長	徳井雄一君
指導監	小山田拓也君	生涯学習係長	小田切治君
施設管理係長	萩原和美君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 本田泰司 書記 輿石文明

審査内容

1 条例等審査

- 議案第 96号 新市建設計画の一部変更の件
- 議案第 98号 指定管理者の指定の件（甲斐市やすらぎ聖苑）
- 議案第 79号 甲斐市いじめ問題対策委員会等設置条例の制定の件
- 議案第 80号 甲斐市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の件
- 議案第 81号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件
- 議案第 82号 甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件
- 議案第 86号 甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正の件
- 議案第102号 双葉西保育園建築主体工事（継続）請負契約締結の件

2 補正予算審査

- 議案第 88号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）

3 その他

開会 午前 9時25分

○書記（輿石文明君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、滝川委員長、挨拶をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） おはようございます。連日のご参集、大変お疲れさまでございます。

昨日の厚生、建設、大変時間がかかっておりますので、きょうの私たちの会も時間がかなりかかるのかなという危惧もしておりますのでございますが、質問は端的に、ぜひ皆様のご協力をいただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名です。

定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

なお、小浦委員は欠席の連絡がありましたので、報告いたします。

○委員長（滝川美幸君） 本日の会議を開きます。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思います。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可いたしますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

念のため人数を申し上げます。創政甲斐クラブ2名、新政会1名、進和会1名、公明党1名、甲斐市民クラブ1名、颯新クラブ1名、日本共産党甲斐市議団1名となります。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに条例等の審査を行います。

議案第96号 新市建設計画の一部変更の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

丸山秘書政策課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 改めまして、おはようございます。

秘書政策課から、議案第96号 新市建設計画の一部変更の件につきましてご説明申し上げます。

議案の65ページをお願いいたします。また、66ページから77ページまでが別紙といたしまして変更の内容となっております。

説明につきましては、別冊の甲斐市定例市議会資料でご説明申し上げます。ページは資料の23ページをお開きください。

23ページから45ページまでが新旧対照表となっております。

初めに、この一部変更の件につきましては、新市建設計画の一部を変更するに当たりましては、合併市町村の特例に関する法令第5条の7に基づき、議会議決を経て変更するものがございます。

変更内容につきましては、本年8月26日の総務教育常任委員会におきましてご説明申し上げますので、概略のみのご説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

この新市建設計画は、旧3町の合併後の新市建設の基本方針を定めたもので、計画期間を合併初年度から平成26年度までの10年間とし、旧合併特例法に基づき、平成15年10月に策定されたものでございます。現行の計画は、平成26年3月に合併特例債の発行期間延長に伴い、計画期間を5年間延長し、終期を令和元年度までといたしました。昨年、平成30年4月25日付で、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が公布、同日に施行され、合併特例債の発行期間が再度5年間延長することが可能となったことから、本市におきましても、計画期間を5カ年延長するため、次のとおり変更を行うものでございます。

それでは、資料の23ページの新旧対照表の新的欄をごらんください。

表紙につきましては、本定例会におきまして、新市建設計画（案）の議決をいただく中で、

下線が引いてあります令和元年12月変更甲斐市を記載するものであります。その下の第1章序章に、計画策定の方針、(3)計画期間につきましては、先ほどご説明いたしました、変更前の下線、2019年(平成31年度)を、変更後の下線のとおり、2024年(令和6年度)として5年間延長するものでございます。この下段の項目名、第2章、新市の概況から27ページの上から7段目の②福祉施策の充実(略)までにつきましては、平成26年3月変更以降の人口の修正、元号の修正など、表現の内容等の時点修正を行ったものであります。

続きまして、27ページ下段の下線が引いてあります3、施策の新体系から、33ページまでの修正につきましては、第1次甲斐市総合計画の施策の記載を、第2次甲斐市総合計画に基づく施策体系に時点修正するものであります。

次に、33ページの下から11行目、1、歳入から35ページまでにつきましては、平成26年3月以降の社会情勢などを踏まえまして、文中の表現を修正するものであります。

次に、右側の36ページをお願いいたします。

これ以降の説明いたします表につきましては、新市建設計画の文中に表記されている表でございまして、この修正箇所についてご説明させていただきます。

上段が変更前、下段が変更後の表となります。こちらの表につきましては、これまでの人口と世帯推移の推移に前回以降の推移を追記するものであります。

37ページをお願いいたします。

こちらの表につきましても、これまでの年齢3区分別人口の推移につきましても同様に、前回以降の推移を追記するものであります。

38ページにつきましても、これまでの産業別就業者人口の推移につきましても同様に、前回以降、前回が平成12年まででしたので、12年以降の17年から27年を追記するものでございます。

次に、39ページをお願いいたします。

こちらの人口及び世帯の見通しの表につきましても、計画延長によりまして、人口及び世帯の見通しを国勢調査の調査年度に合わせまして、40ページの変更後の表のとおり、令和7年度までを見通すものでございます。

次に、41ページをお願いいたします。

これまでの第1次甲斐市総合計画の体系図を新体系図といたしまして、現在の第2次甲斐市総合計画の体系図に組みかえるものであります。

最後となりますが、42ページから45ページまでの表につきましては、第8章の財政計画

内の歳入歳出の計画を、計画期間に合わせ、時点修正及び見直しを行うものでございます。

以上で、新市建設計画の一部変更について説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 非常に長くいろいろご説明いただいたんですけども、要は、今度5年延長するんで、要するに今の時点に即したものをここへ記したという理解でいいわけですね。

○委員長（滝川美幸君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） おっしゃるとおりでありまして、今現在に即した施策が使えるように時点修正を行うものでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに委員より質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第96号の質疑を終了いたします。

これより、議案第96号 新市建設計画の一部変更の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第96号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第96号を終わります。

ここで、職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時38分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開します。

議案第98号 指定管理者の指定の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

小林市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） お疲れさまです。

それでは、市民活動支援課から、議案第98号 指定管理者の指定の件についてご説明いたします。

議案書83ページをお願いいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び甲斐市やすらぎ聖苑条例第3条の規定により、公の施設の管理につきまして指定管理者を指定するものであります。

予定いたします施設は、甲斐市やすらぎ聖苑、位置につきましては、山梨県甲斐市大袋2321番地になります。

指定管理者となる団体は、富山県富山市奥田新町12番3号、株式会社宮本工業所、代表取締役、宮本芳樹氏で、指定期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。

提案理由につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会に議決をいただくものであります。

議会資料の46ページをお願いいたします。

指定管理者の指定までの経過につきまして説明いたします。

6月定例議会の議案第45号におきまして、甲斐市やすらぎ聖苑条例の一部改正の件につ

いて議決をいただいております。これは、やすらぎ聖苑に指定管理者制度の導入を可能とするため、所要の改正をしたものであります。募集につきましては公募といたしました。

次に、募集及び審査の経過でございますが、令和元年9月2日から9月27日までの間に、広報紙や市ウェブサイトで周知を行い、募集要項等の配付、募集を開始し、9月12日から19日までの質問を受け付け、9月18日から25日までその回答期間といたしました。質問につきましては4件ございまして、その内容は、申請書類の記載方法や提出書類の確認等についてでありました。9月27日に募集を締め切りましたところ、1団体から応募があり、10月8日、一次審査として書類審査を、10月25日には二次審査として財務分析、プレゼンテーション、ヒアリング、その後、最終審査をいずれも指定管理者選定評価委員会で行い、10月31日の候補者選定の報告に至ったものであります。この選定評価委員会につきましては、副市長を会長とし、外部委員を3人、それから指定管理者関連部長6名を含めた10名で行ったものであります。

47ページをお願いいたします。

仮協定書の締結につきましては、12月定例会において指定管理者の指定について議決されるまでの間となりますが、11月12日に仮協定書を締結し、本日を迎えたところでございます。本定例会において議決をいただきましたら、基本協定書の締結を予定しておりまして、その後、当初予算議決前であることから、年度仮協定書の締結と進む予定でございます。

48ページ、49ページには、基本協定書の構成を掲載いたしました。

48ページをお願いいたします。

基本協定書の概要を説明させていただきます。

1の公の施設の名称、2の指定管理者となる団体、3の指定期間は、先ほど説明したとおりでございます。

4の指定管理者が行う管理業務の範囲につきましては、管理施設の利用許可に関する業務、火葬に関する業務、管理施設及び施設の維持管理に関する業務、利用料金の徴収に関する業務でございます。そのほか、市または指定管理者が必要と認める業務につきましては、両方で打ち合わせをして実施していきたいと考えております。

5の管理施設の改修等につきましては、原則として市においてその必要性を判断し、1件50万円未満は指定管理者の費用と責任において実施することとしております。

6の情報管理につきましては、各法令、基準に準拠いたすこととしております。

7の備品等の扱いは、備えつけの備品や現在備品台帳に掲載されている備品を一種の備品

といたしまして、この1件50万円未満の修繕につきましては、指定管理者の費用と責任において実施することといたします。また、これらの更新、それから新規購入は市が主たる責任を負うこととしておりますが、特に指定管理者が希望する場合につきましては、指定管理者の費用と責任となります。

49ページをお願いいたします。

8の業務実施に係る市の確認事項につきましては、指定管理者は毎年度、市が指定する期日までに事業計画書、また年度終了後60日以内に事業報告書を提出することとなっております。事業報告書の提出に当たりましては、業務の実施状況、管理施設の利用状況、利用収入の実績や収支状況等を記載して提出することとなっております。

9の指定管理料につきましては、年度協定に定めるところにより支払うものございます。

10の利用料金収入の取り扱いにつきましては、指定管理者の収入として収受することとしております。

11の違約金につきましては、基本協定書を締結後、指定開始までに指定を辞退した場合、また正当な理由なく本業務を実施しない場合には、事業年度の指定管理料の1割相当額の違約金を支払うものとしております。

次に、50ページでございますが、指定管理者の年度協定書の項目とやすらぎ聖苑の年度協定書の基本的事項を掲載しております。こちらにつきましては、指定管理者の年度協定の目的、それから令和2年度の業務内容を定めるとともに、令和2年度の指定管理料について支払い時ごとの金額を定め支払うこととしております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 4件応募というか問い合わせがあったということですが、県内も含めてどんな会社だったか、参考までに教えてください。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 4件というのは、質問が हुआ があったということで、どういった内容かと申し上げますと、申請書類の記載方法の仕方がちょっとわからないということで事前に問い合わせがあったということで、例えば収支計画がありまして、その中に消

費税の書き方とか、消火器があるんですけども、その更新費用は含めたらいいかとか、そういった書き方についての問い合わせが3件と、あと1件はですが、納税証明書の取り扱いについてということで、県外の業者ということで、県外の富山県の納税証明書だけでいいのか、山梨県内の納税証明書も必要かどうかということで、そういった問い合わせがあったということです。

○委員長（滝川美幸君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） この業者が名前が工業所とあるんで、実績などはどんなでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 宮本工業所につきましては、火葬炉の製造とか施工業務を主に行っておりまして、やすらぎ聖苑につきましても、宮本工業所のほうで施工をしていただいております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに委員より質疑はありますか。

秋山委員。

○委員（秋山照雄君） 4年間のこの管理料については、4年間増減はなしということでよろしいのでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 指定管理料につきましては、指定期間が3年間に当たりますので、3年度になります。ただ、金額につきましては、また新年度予算の当初前なので、各年度の金額というのは、また当初予算の段階でご説明しますが、またこの後、12月補正予算の審議の中でですが、債務負担行為の設定についてですが、説明させていただくんですけども、指定期間の2年度から4年度までの3年間にわたりまして、上限額として8,141万1,000円ということで予定をしております。ただ、毎年毎年3で割った数字ではないんですけども、主にその上限額を設定させていただいております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに委員より質疑ありますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 基本協定の中で、基本的に管理とか修繕は1件で50万までが業者が見ると。あとそれ以外は市のほうでやるということだけれども、今現状のやすらぎのところ、大きな別にそういった修繕とか何かは、今、炉や何かは、今、炉が3基あるんだけど

も、そういったものは当面大丈夫なんですか、それは。その辺はどうですか。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） その50万円を境にしたものにつきましては、小修繕のことを考えておまして、ちょっとした例えば自動ドアとかがちょっと故障したりとか、そういったものについては、50万円未満のものは指定管理者負担ということでリスク分担をしております。

炉についてはですが、大まかな大体火葬件数に応じまして、大体10年スパンとか、あとは利用頻度に応じまして計画修繕を行っておりますので、それは大体年度でまた指定管理料に含めた中でお願いをするという形で考えておりますので、その辺については、特に問題ないということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 基本的にあそこ結構もう年数もたって、今言ったように、大きな修繕等が予測される可能性があるような気がするんだけど、その辺は大丈夫なのかね。

○委員長（滝川美幸君） 日本係長。

○市民生活係長（日本 修君） 修繕工事が令和5年までありまして、炉に関しましては、火葬が250件に対して1回交換するという形で、大体3年に2回交換する形になっています。3年間に1炉に対して2回交換する予定です。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 火葬炉についてはですが、全体積みかえ工事ということで、平成26年度から28年度までに3年度にかけまして実施した経過がございます。3基ございますので、それぞれ一遍にできませんので、1年ずつということで1基ずつやって、大体1,000万円ぐらいかかりまして経過をしています。合計で3,142万8,000円かかった経過があります。ただ、これはもう26から28年度で終わりましたので、またその後10年後になりますので、そこから10年だから、令和、すみません、その10年度にまた更新の時期を迎えますので、それまでの間については、今回、指定期間をお願いする3年度につきましては、そういった大きな工事は予定されておられませんので、小規模な修繕工事は発生するにしましても、特に問題なく運営できるかと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに委員より質疑ありますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） ちょっと確認なんですけれども、ちなみにこの指定管理になったのはいつからでしたか、指定管理制度、やすらぎ聖苑。今回初めてか。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 今回が初めてやすらぎ聖苑を導入する、指定管理者制度を4月1日から導入する予定。今まで平成15年からですが、やすらぎ聖苑を運営しておりますけれども、これまでは業務委託ということでお願いして運営をしておりました。来年度の4月1日から指定管理者導入という予定です。よろしくお願ひします。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） それで、その指定管理者制度に今度はやるんだということなんですけれども、現実的にさっきちらっと言った、1年間に8,000万円ぐらいと言ったんですか、指定管理料は幾らと言いましたか。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 3カ年にですが、8,141万1,000円ということで、債務負担を3年間。単年度については、ちょっとそれぞれ工事がいろいろありますので、このときにはちょっとあったりするので、多少前後しますけれども、3で割ると大体2,700万ぐらいになるんですけれども、多少前後しますので、また当初予算のときに説明させていただきたいと思います。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） それで、業務委託のときには、たしか職員が2人だか3人いましたよね。今度、指定管理になるとその辺はどうなるんですか。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 平成29年度からですが、職員体制を3名から1名に減らしてまして、現在、1名の職員が配置をして、受け付け業務等を担っております。指定管理者導入に伴いまして、その1名はもう引き上げまして、庁舎のほうで勤務をする形になりますので、全て指定管理者の業者の職員で担っていただくという形になります。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） じゃ、来年からはもう要らないわけですね、職員はね。全部指定管理に任すわけですね。

先ほど概算で2,700万ぐらいと言ったですよ。1年だか2年ぐらい前に、焼き場の使用料を1万円から2万円に上げましたよね。最終的には指定管理を今度払って、現段階では大

体そうすると2,000万ぐらい市の負担になると、市で持ち出すような形ということですか、概算で。どうなんですか、その辺。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 概算で言いますと、先ほど説明させていただいたとおり、その指定管理料が基本的な金額になりまして、そのほかは市で予算を盛るものですが、大体緊急的にですが、それ以外にも突発的に工事があつたりとか、予測されなかった工事とか修繕に伴って若干の対応力として市の予算で確保する程度なので、大体200万ぐらいとか、そのくらいは計上させていただく予定ではあるんですけども、大まかその指定管理料で賄うという形で考えております。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） だから指定管理料で賄うんだけど、要するに実質的には、使用料として1,000万ちょっとぐらい入るんだよね。大体500件ぐらいだもんね、年間。2万で二五の十だから1,000万ぐらい。だから、2,000万ぐらいは大体市から負担しなきゃいけない部分という理解でいいんですかね。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） すみません、説明がちょっとうまく説明できなくて申しわけなかったんですけども、やすらぎ聖苑の過去の3カ年の実績を申し上げますと、おおむね大体3,800万から4,000万円ぐらいの経費がかかっております。そのうちですが、歳入としまして、火葬使用料がですが1,300万円ほど収入がありますので、差し引きすると4,000万から1,300万引くと2,700万ぐらいで運用は賄えるということなので、指定管理料も大体そのくらいを渡して運営していただくということで考えております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） この宮本工業というのは、今現状まだ委託している業者とは、この前ちょっと聞いたんですけども、そんなものつながりとか、いろんな関係があるんですか。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 宮本工業所さんにつきましては、やすらぎ聖苑の施工業者でございまして、現在、業務委託をしておりますのが、宮本工業所と同じグループ会社の株式会社五輪というところで業務委託をしておりますので、そういったグループ会社という

こととなります。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 結局、宮本工業のグループ会社が、今現在も業務委託をお願い、過去に、今現在もだけれども委託しているということなんですか。わかりました。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

○委員（赤澤 厚君） はい。

○委員長（滝川美幸君） ほかにありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員より質疑がありますか。

横山議員。

○議員（横山洋介君） 今、業務委託しているということで、雇用形態についてどういうふうになっているかというのをちょっと聞きたいんですけども、基本協定書にも書いていないんで、ちょっと専門的だったりとかそういったものもあるんで、なかなか市内の方というふうに難しい部分もあると思うんですけども、そういったところの取り決めというのはどういうふうになっていますか。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 現在、業務委託をしております、その方の中で4名の中で回していただいております。その中のそのうちの2名ですが、受け付け業務ということで、市内在住の方が受け付け業務になっておりますので、引き続きですが、そういった宮本工業所さんのほうにですが、指定管理に移行することになりますけれども、市内の方を優先的にですが業務担当していただけるというふうに考えておりますので、また確認をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（滝川美幸君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） 特に専門的なほうはなかなか難しいと思いますけれども、受け付け業務のほうに関しては極力市内の方で、今の方が多分そのまま引き継がれると思うんですけども、その方がかわるといときも、極力市内の方を検討していただくようお願いしていただければと思います。お願ひします。要望で。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員、質疑ありますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） これは指定管理にすると市から一旦離れるわけだけれども、いろいろ利用者に関するクレームとかそういう分に関する市の関与の仕方、それからその処理等については、どんな形で今考えているのか。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） やはり指定管理になりますと、直接的な管理から指定管理のほうに移行しますけれども、やはり指定管理者に対しましては、社員教育とかを徹底するようにこちらのほうから指導するとともに、定期監査とかもございますので、そういった折にも、適正な対応というか接遇に対応していただけるように、また指定管理者のほうに指導してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（滝川美幸君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） そういうことで、具体的にそれからそういうことに関する人のかかわりというものは必要になってくると思うんだけれども、定期的にそういう管理者等、ほかにもいろいろ出してあるけれども、同じ基準でやっているとは思ひますけれども、その辺のところは定期的にこういう何か意見交換をするとか、そういうふうなことは実際やるんですか。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 基本、協定書の中にもですが、49ページにもございませうけれども、8番のですが、業務実施に係る市の確認事項ということで、こういった形で協定書を結ぶ計画で考えております。その中で、毎月、業務終了後十日以内に、そういった収支状況とか利用状況についての報告を求めますので、そういった段階に、例えばもし何かクレームとか何かがあつてつながるようなことがありましたら、事前に防止するように、またそのような連携を図りながら、対応してまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議員（内藤久歳君） はい、了解。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員より質疑ありますか。

長谷部議員。

○議員（長谷部 集君） すみません、いろいろ説明を聞いたんですけども、単純に市民目線というか、利用者目線で予約とか申し込みとか、いろんな金銭的な問題とかいろいろなことと、今回のことによつて市民側でしなきゃいけないことが変わるということのは何かある

んですか。それとも、それは今までどおりと考えていいんですか。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 基本的には、市民目線、市民からとりましても、指定管理者制度に移行するだけで、基本的には変わることはありません。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第98号の質疑を終了いたします。

これより、議案第98号 指定管理者の指定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第98号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第98号を終わります。

ここで、職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時03分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

議案第79号 甲斐市いじめ問題対策委員会等設置条例の制定の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

興石学校教育課長。

○学校教育課長（輿石 信君） それでは、よろしくお願ひいたします。

それでは、学校教育課より、議案第79号 甲斐市いじめ問題対策委員会等設置条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページ、議会資料も同じく1ページをお願ひいたします。

まず、提案の理由についてですが、議案集の5ページでございます。

甲斐市いじめ防止基本方針の改定によりまして、いじめの重大事態発生時に速やかに調査を実施し、解決を図る即応性を備えた調査組織を設置するため、必要な事項を定める必要があります。これがこの条例案を提出する理由でございます。

条例の概要につきましては、議会資料の1ページから2ページでございます。

10月の総務教育常任委員会におきまして、一応ご説明をさせていただいております。現在ある甲斐市いじめ問題対策委員会を市の教育委員会の附属機関に位置づけ、平時から設置するとともに、その調査結果については、改めて調査を行う必要があると市長が判断したときに調査を行います。甲斐市いじめ問題調査委員会を新たに市の附属機関として平時から設置するものでありますが、附属機関とするためには、地方自治法により条例が必要となることから設置するものでございます。

それでは、議案集の1ページにお戻りください。

条例についてですが、27条までと内容が多いため、条例設置の主要部分となります重大事態に係る調査組織である対策委員会及び調査委員会に関する項目につきまして、重点的にご説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

まず、第1条は条例の趣旨、第2条は用語の定義となっております。

第3条から第11条は、甲斐市いじめ防止連携会議に関する項目で、第3条、設置根拠、第4条では、連携会議がいじめ防止に関する関係機関、団体の連携を図るものであることを記しております。

第5条、組織、めくっていただきまして、2ページをお願ひします。

第6条、任期、第7条、役員を選出方法、第8条、第9条が会議運営に関すること、第10条、庶務担当は学校教育課であることを定めております。

続きまして、第12条から20条は、甲斐市いじめ問題対策委員会に関する項目となります。

第12条では、対策委員会を教育委員会の附属機関とし、第13条では、市のいじめ防止基本方針に基づきまして、いじめ防止のための対策等について教育委員会の諮問を受け、調査、審議し答申すること。

また、第14条では、委員は12名以内とし、教育、法律、医療、心理、福祉等の専門知識や経験を有する者を教育委員会が委嘱または任命すること。

第15条では、委員の任期は、委嘱、任命の日から諮問内容についての調査審議が終了前とすること。

第16条では、役員の選出に関することを定めております。

また、第17条では、対策委員会がいじめ防止対策推進を第28条第1項に規定する、いわゆるいじめの重大事態について事実関係を明確にするための調査を行う組織を兼ねることを定めるとともに、第18条では、調査を行うに当たり、教育委員会または学校に対して報告や文書の提出・提示を求めたり、関係者に対しアンケートの実施または出頭を求めて直接に質問したりできる等の権限を持つことを定めております。

第19条は守秘義務、第20条は準用項目となっております。

続きまして、第21条から26条は、甲斐市いじめ問題調査委員会に関する項目となります。

第21条では、調査委員会を市長の附属機関として位置づけ、いじめ防止対策推進を第30条第2項の規定により、いじめの重大事態に関する再調査が必要であると市長が判断した場合に置くものであることを定めております。

また、22条では、調査委員会は市長の諮問に応じて教育委員会が行った重大事態の調査の結果について調査・審議をし、答申する組織であることを定めております。

第23条では、委員は6名以内とし、教育、法律、医療、心理、福祉等の専門知識や経験を有する者を市長が委嘱あるいは任命するとともに、第24条では、任期は委嘱、任命の日から諮問内容についての調査審議が終了するまでとすることを定めております。

また、第25条では、調査委員会の庶務は総務部総務課が担当することを定めております。

第26条が準用項目、第27条が委任事項となっております。

以上で、議案第79号 甲斐市いじめ問題対策委員会等設置条例の制定の件についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上となります。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今、課長からの説明の中で、要するにいじめ対策の条例をつくると

というのは、いじめ問題の対策委員会というのを平時から設置するんだということで条例制定をするんだというお話でしたよね。この中で、今でも甲斐市でなくて、全国的にもいじめに対して非常に対応が遅いんだよね。だから、こういうことというのは、非常に重要な部分だと思っています。

今の説明の中で、平時からこういう対策委員会というものを、もう12名と言いましたか、何人かでその設置をするんだと。

○学校教育課長（興石 信君） 12名以内です。

○委員（有泉庸一郎君） ですね。今この条例の中では、開催頻度というものは余り今説明の中ではちょっとわからなかったんですけども、開催頻度というのはどうなんですか。

○委員長（滝川美幸君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） 対策委員会、そして調査委員会につきましても、いじめの重大事態に関する調査を主としておりますので、その事案の内容等によりまして開催日数は適宜十分必要に設けていくという形になっていくと思います。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） ただ、先ほども言いましたように、対応が大体遅いんだよね、いつも大体全国的に。ここのことを言っているわけじゃなくて、一般的にね。その遅いということは、だからやっぱり平時からも定期的にこの問題に関してこういう委員会みたいなものを今度設置できるわけですから、やっぱり開催をしてこういうものに対応していくということが重要ではないかと思うんですけども、その辺どうですか。

○委員長（滝川美幸君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） 平時からの対応とか状況の把握につきましては、この条例の第2章、条文で言いますと第3条から第11条になりますけれども、甲斐市いじめ防止連携会議というのがありまして、ここで日ごろの各学校の取り組みとか事案の内容等について、いろいろな立場から情報交換をしますので、ここのいじめ防止連携会議が学校現場で起きていることを素早く察知をするような機関として位置づけて、これは定期的に、年に数回行っております。今回、条例として設けた主要部分である対策委員会と調査委員会につきましても、重大事態の発生時ということが主な調査内容になりますので、そこは分けて考えているというような形になります。

以上です。

- 委員長（滝川美幸君） 有泉委員。
- 委員（有泉庸一郎君） 今その連携会議みたいな情報交換をする場というのが年に数回というような話だったですけれども、できるだけやっぱり頻度を上げて、できるだけ事前に防止できるような、そのためのこういう防止条例をつくるわけですからね、ぜひその辺は考慮していただいて、少なくともこれが有効に機能するようなことを考えていただきたいと思います。要望で結構です。よろしくお願いします。
- 委員長（滝川美幸君） 要望でお願いいたします。
- ほかに委員より質疑は。
- 松井委員。
- 委員（松井 豊君） 委員の任期ですが、委嘱または任命した日というのは、これが成立してすぐということなんでしょうか。
- 委員長（滝川美幸君） 輿石課長。
- 学校教育課長（輿石 信君） これは、対策委員会、調査委員会につきましては、いじめの重大事態に関する調査を行う組織になりますので、いじめの重大事態が発生したという報告を教育委員会が受けまして、その内容を確認しながら、これは調査委員会を設ける必要があると、対策委員会を設ける必要があると、そうなったときに初めて委嘱、任命というふうな形になっていきます。
- 以上です。
- 委員長（滝川美幸君） 松井委員。
- 委員（松井 豊君） そうすると、もうそれが終わると審議終了ということで任期が切れるという、そういうことなんですね。
- 委員長（滝川美幸君） 輿石課長。
- 学校教育課長（輿石 信君） そのとおりです。
- 委員長（滝川美幸君） 松井委員。
- 委員（松井 豊君） 実際、具体的にどんな事例が考えられるか、ちょっと参考までに。
- 委員長（滝川美幸君） 輿石課長。
- 学校教育課長（輿石 信君） ちょっとお待ちください。

いじめの重大事態の事例につきまして、大きく2種類分けてありまして、1つは不登校です。いじめが起きたことによって相当期間、学校への登校ができない、そういったことを余儀なくされている状態であるというのが、一つの重大事態の定義になります。もう一つは、

心身に重大な被害を負った場合ということで、具体的には暴行を受けて骨折をしたとか、殴られて歯が折られたとか、そういった心身に重大な影響を及ぼすもの、心身的、そうした非常に多額な金額を奪われたとか財産に関すること、心身、財産のことが1つと、あともう一つは、不登校を余儀なくされている状態ということが、大きく2つが重大事態の内容となります。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） すみません、先ほどこの連携会議というのは、日ごろから年間に数回かやっているということであったんですけれども、先ほど重大な事態が発生して、この4ページの調査委員会6人をもってというのがあるんですけれども、これはあれですか、重大な事態がというか、そういうのがあったときに、あるたび市長が招集をかけて結成されるのか、それとも常時からずっと置いてあるのか、ちょっとその辺。

○委員長（滝川美幸君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） 対策委員会、調査委員会ともに、重大事態が発生したときに、具体的には組織をして会議をしていくわけですが、そこを備えたというところが一つの大きな条件になりますので、年度当初にそれぞれ教育、法律、医療、心理、福祉等に関するそういった想定される関係機関にはお願いをしておきまして、事案が実際発生したときにはすぐ対応できるような形をとりまして、すぐに調査に入れるようにしておきますので、そんな形で、一応依頼のほうは年度当初にしておいて、実際に会議が行われるのは事案が発生をして調査をする必要が出てきたときというふうな形になります。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 秋山委員。

○委員（秋山照雄君） そうすると、今の関連ですけれども、連絡会議と調査委員会はメンバーが違うんですか。

○委員長（滝川美幸君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） そうですね、連携会議とその後の対策委員会、調査委員会については、メンバーは変わってきます。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 委員よりほかにありますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 関連で、共通にこれ見ると、対策委員と調査委員というのはほとんど教育者、法律者、医療とか同じなんだよね。全然人が違っているんですか、これ。

○委員長（滝川美幸君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） 対策委員会ですら一度重大事態の調査を行います。その調査に対して調査が不十分であるというふうなことを市長が判断したときに、今度は調査委員会にいきますので、基本的にはその分野は同じですが、人は別々の人を選定して行ったほうが望ましいと思いますので、一応別の人、対策委員会と調査委員会のメンバーは同じ分野でも違う人というふうな形を想定しております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） それで、本当に基本的に対策委員がイコール調査委員ということではなくて、あくまでも別の人をまた依頼して、本当は対策委員の中である程度承知した人がもっと突っ込んだ調査をしたほうがいいと思うけれども、違うのかな。

○委員長（滝川美幸君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） 市長の附属機関によります調査委員会については、その前の教育委員会の附属機関の対策委員会の調査が十分でないというご指摘があったときに、不十分であると指摘があったときに対策委員会が行われますので、そういったことを考えると、より多角的に違った視点から調査していくということに必要性があると思いますので、そういった意味では、先ほど申したとおり、対策委員会と調査委員会のメンバーは違うメンバー、違う方に委嘱、任命するという形で、こちらとすれば考えています。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） 委員の質疑がなければ終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

長谷部議員。

○議員（長谷部 集君） 今の赤澤委員の質問に関連なんですけれども、その対策委員会と調査委員会のメンバーが別であるというふうはこの資料には書いてあるんですけれども、条例

の中にそういう文言が見受けられないんですけども、何かその下の要項だとかそういうものをつくってそこに入れていくということですか。

○委員長（滝川美幸君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） 特にこのもとに、条例の下に要項等をつくる予定は今のところないんですけども、先ほど申しました対策委員会と調査委員会、基本的には別のメンバーがいいんじゃないかということは持っているんですけども、ただ、その市長の附属機関による対策委員会を開くときにも、被害児童・生徒の家庭からの意向も踏まえますので、例えばその被害児童・生徒の家庭のほうから継続して同じ方に委員を務めてもらって調査してほしいという依頼があれば、そこは対応しますので、原則とすると、別の方が望ましいということは考えていますけれども、そこはその事案の内容とか、被害児童・生徒のまた家庭の意向によって、そこはちょっと幅を持たせるというふうな形になると思います。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 組織的な部分で、この25条に、調査委員会は総務部で一定処理するという、庶務、これは調査委員会、先ほどの説明だと、いわゆる対策委員会のメンバーとは別の人になるということで、その所管がこういうふうに分けた背景というのはどんな形でこの総務部になるんですか。

○委員長（滝川美幸君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） これは位置づけの問題になると思うんですが、対策委員会につきましては、こちら市の教育委員会の附属機関という形ですので、担当は教育委員会内の学校教育課になります。調査委員会につきましては市長の附属機関となりますので、市長部局の中から総務部総務課という形で決定をしてここに示してあるところです。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） そうすると、対策委員会で出たことに関して、それを受けて先ほどご説明の中にあっただと思うけれども、それを今度、総務のほうにお願いをするという表現していかどうかわからんけれども、市長のほうに調査委員会の結果を踏まえて市長に報告をして、市長のほうで総務が、今度それを総務課がそれを招集するという形になるわけですね。その招集した調査委員会で出た結論を、今度はそれはどういう格好でフィードバックという

か、教育現場へ戻していく仕組みというのはどうなっているんですか。

○委員長（滝川美幸君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） 調査委員会による再調査が行われた際には、これ市長の判断で、先ほど申しましたとおり、指摘があったとおり行うわけですがけれども、再調査、調査委員会が調査したものについては議会に報告をするという義務がありますので、議会に報告をさせていただくというふうな形になります。

○委員長（滝川美幸君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 情報という点では、連絡連携会議みたいのところ、対策会議、それから調査委員会とか同じものだと思うんですね。現場は1つですよ。それに対して、対策委員会で12名でやって、なかなかそれに対しての世論とか、一番は被害に遭ったお子さんとか、そういう人らがなかなか納得しなくて解決しないと。そういったときに、市長が改めて調査委員会をやると思うんですが、結局あれですかね、市長が呼んで、そこで結論が一応出ますよね。そのことが一番のこの市としての責任ある回答であるというような捉え方として議会も通してやるという意味なんではないでしょうか、これは。その辺はどうなのでしょう、最後。

○委員長（滝川美幸君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） 最終的に、市長の再調査の機関であります調査委員会で調査した内容につきましては、この議会の場で報告をさせていただきます。その上で、教育委員会のほうで再発防止のための具体的なそういった方針とか方策を考えます。まず、被害者が一番苦しんでいたわけですので、被害児童・生徒に対する継続的なケアとか、例えばその子が不登校事案で重大事態に陥っているのであれば、その復学のための支援、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、学校復学への支援を行っていきます。あと、加害者に対しましては、いじめの非をきちんと認めさせるような指導、そして謝罪の気持ちを醸成させ、謝罪の場面を設ける、あと内容によっては懲戒を検討したりとか、あと被害児童・生徒への大きな影響がまだ免れない場合には、出席停止の措置を市の教育委員会が行うというふうな形になっていきます。あと、学校に対しましては、再発防止を具体的な策を教育委員会と考えながら、再発防止に努めていくというふうな形で、最終的には対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） そうしますと、そういう市のいろんなものを通して市長も入ってやるんだけれども、最終的には教育委員会の最終的な判断ということで、そこで責任という言い方はおかしいですけれども、責任の所在という言い方はないんだろうけれども、そこまで市が関与して、議会も関与してやるとなると、私たちもすごい責任があるなとすごい思ったんですけれども、その辺のところはどうなるんでしょう。

○委員長（滝川美幸君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） 市長部局の再調査までいきますと、最終的な判断は市長の判断という形になります。ただ、具体的な再発防止の取り組みについては、教育委員会のほうで被害児童・生徒、加害児童・生徒、そして学校に対して行っていくというふうな形になります。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 清水議員。

○議員（清水和弘君） ちょっとお尋ねしたいんですけれども、調査委員会等のメンバーとかそういったものは全て公表をされる部分でしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） 委員の公表、また調査内容等の公表につきましては、基本的には公表することが望ましいと考えております。ただし、その事案の内容とか重要性とか、被害者の意向とか、あとそれを公表したことによって一般の児童・生徒への影響等、総合的に勘案をしながら最終的には決定をしていきますが、基本的には公表する形が望ましいと考えております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 清水議員。

○議員（清水和弘君） わかりました。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

○議員（清水和弘君） はい。

○委員長（滝川美幸君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） ちょっと前の有泉委員の答弁のちょっと関連なんですけれども、いわゆる防止のほうをやはり強めることが重要であって、この条例で国の法律もそうですけれども、どういうふうに具体的にしていくかというガイドラインまでは載せるわけにはいかないので、今もこの連携会議については、ガイドライン等もあると思うんですけれども、年に1

回アンケートをとったりとか、そういった具体的な例えば例というか、そういった決まりきっているものがあるんだったら、教えていただいてもいいですか。

○委員長（滝川美幸君） 小山田指導監。

○指導監（小山田拓也君） いじめの防止の取り組みというふうなことであろうかと思えますけれども、今、学校では道徳教育、それから学校行事等の特別活動とか、もちろん全ての教科の授業を通して、子供たちの人間関係づくりとか、それからいじめを許さない心情の涵養とか自己肯定感、自分も他者も大切にすることを育てるというふうな取り組みをしております。

早期発見というふうな視点からいきますと、最低でも各学期に1回、いじめのアンケート調査もしておりますし、日ごろから教職員で情報交換を生徒指導担当者会というふうな会議を持つ中で、情報交換を密にして、小さな変化でも見落とさないようにというふうな、そんな取り組みをしているところであります。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） その結果等をこの連携会議で年に数回という話ですけれども、定期的に協議しているということによろしいんですね。

○委員長（滝川美幸君） 小山田指導監。

○指導監（小山田拓也君） いじめの連携会議の中では、各校から上がってきます調査結果、それから各校の取り組み等についての紹介とか、それについての関係機関からのご助言などをいただきながら、より学校での取り組みに生かすようにと、そんな会にしております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第79号の質疑を終了いたします。

これより、議案第79号 甲斐市いじめ問題対策委員会等設置条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第79号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第79号を終わります。

ここで、職員入れかえのための暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時34分

○委員長（滝川美幸君） それでは会議を再開いたします。

続きまして、議案第80号 甲斐市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） お疲れ様です。

人事課から、条例の一部改正につきまして説明をいたします。

議案の7ページと市議会資料の3ページをお願いいたします。

議案第80号 甲斐市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の件でございます。

これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、成年被後見人等に係る欠格事項の規定を整備する必要が生じたため、この条例案を提出するものであります。

成年後見制度は、認知症や精神障がい等により自己判断能力の不十分な方の財産や権利を保護するためのものになっています。

議会資料の3ページの新旧対照表にあります第6条第3項第5号の規定に、地方公務員法第16条各号とありますが、これは公務員の欠格条項が規定されており、第1号に成年被後

見人が規定されていたものを国の整備によりこれが削除されることから、それ以下の各号が繰り上がるため、第3号が第2号に改正されるものであります。

ここで、地方公務員法の規定について説明をいたしますと、第16条には、成年被後見人は職員になれない、またなるための試験や選考を受けることができないとされています。また、次の議案にあります第28条第4項には、職員である者が成年被後見人となった場合は職を失うと規定されています。このたびの国の法整備は、そういった欠格条項をなくして、成年被後見人の人権を尊重するためのものになっています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 基本的にはいいと思うんですが、具体的な例としてどういうケースが考えられるのか、ちょっといま一つイメージが湧かないんですが。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 甲斐市のこの条例の一部改正の内容につきましては、具体的な例というのは特別なですけれども、一般職、非常勤職員の方がその任用中に成年被後見人になった場合、成年被後見人というのは、先ほど説明しましたけれども、認知症でしたり精神障がい等になった場合にその成年被後見人というふうに、これは家庭裁判所とかで審判を受けて、あと法務局等に登記をするということで成立されますけれども、そういった段階で成年被後見人になった場合は免職、職を失うという規定になっております。事例はないですけれども、そんな格好です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですね。

それでは、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 成年被後見人のことなんだけれども、非常に例がないということと、それから先の後見人の身分というかそういうので、自己の判断能力がないということなんだ

けれども、要はそんなことはないと思うんですけども、そういう事例があるからこういう条例等でやるということなんだけれども、その判断というかそういうものは誰がどういう形で、先ほど裁判所で認定してもらおうというようなことはあるんだけど、いわば職員の中でそういう人がいたときに、あなたはそれじゃないですかという告知というか、そういうものをしなきゃならんということですよ、具体的に言えば。その判断をどんな形でやられるのか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） そういった対象の人がいた場合に、その親族だったり関係者の方が裁判所に成年被後見制度の審判を申し立てます。その方が本当にそういった被後見人に該当するのかということは、当然、医師の判断等によりますので、医師の判断で診断書等を裁判所に提出をしまして、裁判官のほうで審判を下して、本当に後見人が必要なのかということが決定されれば、そちらでなりますけれども、そういった方で大体は親族の方が裁判所に申し立てるとというのが通例だというふうに思います。

○委員長（滝川美幸君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 親族なんだけれども、例えばこの職員の皆さんの中で、そのようになったときにちょっと、そういうことに関して、市のほうから親族にちょっと調査したらどうかという、その辺の要は雇用側でそういう判断ができるのかどうなのかという、その辺のところをどういうふうにやっていくのかという。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） そういった認知症だったり精神障がいというのは、なかなか判断が付きにくいものだというふうに思いますけれども、そういう兆候といいますか、そういうものが見られた場合に、雇用主側からこの成年被後見人というのはまたちょっと進んだ法律ですので、そこまでしてくださいということは言えませんけれども、その職員の健康状態だったり、そういったところの精神状態だったりというのは、常に上司が管理をしなければなりませんので、そういった部分では、病院の受診の勧めだったりとか、また市のほうで委嘱をしています産業医だったり、そういうところに相談だったりというところを勧めています。

○委員長（滝川美幸君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） もしそういうふうになつた場合に、もとの職員の方とかは、その後の身分はあれでしょうけれども、免職になっちゃうんだから、守られるんですかね。どんなふうになるんですかね。その後の生活とかそういうところには何かそういったものは何

かありますか、何もない。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 免職でございますので、その後の生活保障とか、そういうものは特にはないです。

○委員長（滝川美幸君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 周りから見てあれだなと思っても、本人が絶対に拒否したり、医者に行かないとか、絶対それを拒否した場合に、後ではわかることにはなっちゃうんですけども、ペナルティーとか、それからそういったことが何かつきますか。どんなふうになりますか。

〔「逆だと思うよ、できなくなったということでしょう」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 今ちょっと話があったのは、今までは免職をしなさいという規定だったのを、それを人権尊重ということで、そういうふうに成年被後見人になった場合でも免職はできませんよというふうに法律が改正になったということです。

〔「だから逆だよ」呼ぶ者あり〕

○人事課長（高鳥 悟君） そうですね。今までは免職しなきゃならなかったのを、この法律改正によってもう免職とかはできませんよ、そのまま職員なら職員でいておいてくださいという、そのことを理由に職を失うということはないですよという。今は、今というか、改正前はそれに、成年被後見人に該当になった場合はその時点で免職にしますという、それがなくなりましたという、今まではそういうのは欠格事項だったのを、欠格事項を取り除きますよという、そういう法律改正です。

○議員（保坂芳子君） だから、そういうになっても、そういう状況であっても仕事がきちっとできればいいということですよね、逆に言えば。そういう場合もあるかもしれないということですよね、支障がなければいいという。いいですか、そういう捉え方で。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） その成年被後見人になって、仕事に支障が出るかどうかというのはわかりませんが、仕事に支障がなく、今までどおり勤務できれば問題ないと思います。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第80号の質疑を終了いたします。

これより、議案第80号 甲斐市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第80号を終わります。

続いて、議案第81号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 続きまして、議案の9ページと市議会資料の4ページをお願いいたします。

議案第81号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件でございます。

これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、成年被後見人等に係る欠格事項の規定を整備する必要が生じたため、この条例案を提出するものであります。

議会資料の4ページ以降の新旧対照表の下線部分にあります地方公務員法の規定等は、先ほど説明したとおり、国の法整備によりこれが削除されることから、本市の給与条例の該当する部分を削除するものであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第81号の質疑を終了いたします。

これより、議案第81号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第81号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第81号を終わります。

続いて、議案第82号 甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 続きまして、議案の11ページと市議会資料の7ページをお願いいたします。

議案第82号 甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件でございます。

改正理由、また改正内容につきましては、先ほど説明したとおりでございます。よろしく
お願いします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第82号の質疑を終了いたします。

これより、議案第82号 甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第82号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第82号を終わります。

ここで、職員入れかえのための暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

議案第86号 甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

白神防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） お疲れさまです。

防災危機管理課から、条例の一部改正につきましてご説明いたします。

議案の19ページ、市議会資料も同じく19ページをお願いいたします。

議案第86号 甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正の件でございます。

これは、先ほどの人事課と同様に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、成年被後見人等に係る欠格事項の規定を整備する必要が生じたため、この条例案を提出するものであります。

議会資料19ページの新旧対照表にあります第4条第1項の成年被後見人、または被補佐人を削除し、以下の各号が繰り上がることとなり、3号の免職を懲戒免職に改正するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第86号の質疑を終了いたします。

これより、議案第86号 甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第86号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第86号を終わります。

ここで、職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時55分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続きまして、議案第102号 双葉西保育園建築主体工事（継続）請負契約締結の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

小澤総務課長。

○総務課長（小澤 明君） お疲れさまでございます。

議案第102号 双葉西保育園建築主体工事（継続）請負契約締結の件につきましてご説明申し上げます。

議案書につきましては、別冊の1ページをお願いいたします。

まず、双葉西保育園につきましては、1ページになりますけれども、建築から38年が経過し、老朽化が著しいことから建てかえ整備を実施し、子育て環境の充実に努めていくため、次のとおり請負契約を締結するものでございます。

契約の目的でございます。双葉西保育園建築主体工事（継続）。

契約の方法につきましては、一般競争入札による契約。

契約の金額、金2億9,480万円。なお、この金額は消費税を含んだ額となります。

契約の相手方、山梨県甲斐市万才300番地、中村建設・ひかわ工務店双葉西保育園建築主体工事（継続）共同企業体、代表者、中村国男氏でございます。

提案理由でございます。

この請負契約の締結については、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要がございます。これが、この案件を提出する理由となります。

恐れ入りますが、お配りしてございますこちらも別冊になりますが、議会資料1ページに基づき、入札執行の経過についてご説明いたします。

入札の経過でございます。

入札公告は11月7日木曜日に、掲示板及び市のホームページにより行いました。

入札参加受け付けは、公告日から11月13日までの7日間といたしました。

入札は、11月19日火曜日に執行しております。

中段の表になります。入札参加条件等につきましては、過去の同規模の建設工事に準じ、特定建設工事共同企業体2者といたしました。

代表構成員は、中北建設事務所管内に本店を有する事業者で、経営事項審査、建築の評定値が800点以上、構成員は市内に本店を有し、経営事項審査、建築の評定値が600点以上の事業者といたしました。

一番右側になります。応札者は、甲信建設工業・樋川建築JVと中村建設・ひかわ工務店JVの2共同企業体で一般競争入札を執行いたしたところでございます。

入札の結果、1回目の入札で入札価格が低かった中村建設・ひかわ工務店JVを落札候補者とし、入札後の資格要件審査の結果、的確と認められたため、落札決定いたしました。

予定価格は、税抜きで2億7,130万円に対し、落札金額は、税抜きで2億6,800万円、契約金額は、税込みで2億9,480万円であります。

落札率は、予定価格に対しまして98.8%でありました。

入札の結果を受け、11月25日に仮契約を締結しております。本議案の議会議決をもって本契約に移行することとなります。

工期は、来年11月30日までを予定しております。

以上、議案第102号 双葉西保育園建築主体工事（継続）請負契約締結の件につきましての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 今の説明の中で、双葉西保育園に限らず、全体的に関連する話ですけれども、中北の管内で市内建築で800点以上と言いましたね。それは何社あるのか公表できるか、またその点数は、誰が、どこで、どういう判断をしてやっているのか、それが内容がどういうふうなのか、売り上げなのか、完工高なのか、その辺のところを説明してさわりなかったらお願いします。

○委員長（滝川美幸君） 山田係長。

○契約係長（山田郁子君） お答えいたします。

まず、何社かというところですが、市内には800点以上の建築の業者が5社ございます。中北管内の市内は5社でございます。

また、その点数の決め方でございますが、経営事項審査の評定値に加えまして、過去2年間の甲斐市発注の工事成績を主観点といたしまして算定した点数を経営事項審査の評定値に加えまして、その点数をもちまして点数の確定をしております。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 氏名の公表はできるかと聞いたんですけども。

○委員長（滝川美幸君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 氏名の公表はしておりません。

○議員（斉藤芳夫君） できるかできないかと聞いている。

○委員長（滝川美幸君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 氏名の公表はしておりませんが、情報公開で請求をしていただければ公開できるようになっております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに傍聴議員より質疑ありますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第102号の質疑を終了いたします。

これより、議案第102号 双葉西保育園建築主体工事（継続）請負契約締結の件について
討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第102号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決するべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第102号を終わります。

これで、条例等の審査を終わります。

ここで、職員退室のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、補正予算の審査を行います。

議案第88号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りいたします。審査は歳出から行い、説明は担当課ごとに説明を受け、
質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、そのようにいたします。

初めに、総務課より、2款総務費、1款総務管理費、1目一般管理費及び4項選挙費、7目県議会議員選挙費、9目参議院議員選挙費について説明をお願いいたします。

小澤総務課長。

○総務課長（小澤 明君） お疲れさまでございます。

引き続き、総務課よりよろしくをお願いいたします。

それでは、総務課の12月補正予算につきましてご説明申し上げます。

それでは、補正予算説明書の12、13ページをお願いいたします。

初めに、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、補正前の額が10億5,826万4,000円に対しまして67万2,000円の増額をお願いし、10億5,893万6,000円とするものでございます。

財源内訳につきましては、国県支出金の個人番号カード利用環境整備費補助金65万8,000円のほか一般財源でありまして、12総務管理事業67万2,000円を増額補正するものでございます。

なお、補助率は10分の10でございます。

内容につきましてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、先月の常任委員会で事業概要につきましてご説明させていただきましたマイナンバーカードにマイキーIDを設定する普及啓発活動に係る経費をお願いするものでございます。市民窓口課でマイナンバーカードの交付を受けた者に対し、マイキーIDの設定に係るメリットや目的等を説明するため、非常勤職員をお願いしまして、ID設定の普及を図ってまいりたいと考えております。また、即時に設定を望む者がいた場合は、個別ブースをリースして設定支援を行う予定でございます。ブースの設置場所は、竜王庁舎新館市民窓口課南側通路を予定しており、土、日、祝日を除く令和2年1月6日から3月31日までの午前9時から午後5時まで実施する予定でございます。

次に、下段の4項選挙費、7目県議会議員選挙費につきましては、補正前の額1,323万7,000円から1,189万9,000円の減額をお願いし、133万8,000円とするものでございます。

財源内訳につきましては、全額、県議会議員選挙委託金でありまして、01県議会議員選挙職員費を179万円、02県議会議員選挙執行业を1,010万9,000円それぞれ減額補正するものでございます。

県議会議員選挙につきましては、3月29日の告示に伴い、甲斐市選挙区につきましては、定数のとおり3人からの立候補の届け出があり、無投票当選となっております。県議会議員選挙経費の清算により、執行経費が確定したことに伴い、減額補正をお願いするものでございます。

ページをめくっていただき、説明書14、15ページをお願いいたします。

次に、4項選挙費、9日参議院議員選挙費につきましては、補正前の額2,379万5,000円から194万5,000円の減額をお願いし、2,185万円とするものでございます。

財源内訳につきましては、全額、参議院議員選挙委託金でありまして、01参議院議員選挙職員費を738万円、02県議会議員選挙執行事業を120万7,000円、それぞれ減額補正するものでございます。

参議院議員選挙につきましては、7月4日の公示、7月21日に投開票を執行いたしましたが、参議院議員選挙経費の清算により、執行経費が確定したことに伴い、減額補正をお願いするものでございます。

なお、参議院議員選挙の甲斐市開票区の投票率は48.39%でありました。

以上で、12月補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、総務課関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○委員長（滝川美幸君） それでは会議を再開いたします。

続いて、防災危機管理課より、9款消防費、1項防災費、1日常備消防費及び3目消防施設費について説明をお願いいたします。

白神防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） お疲れさまです。

防災危機管理課より、12月補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の20ページ、21ページをお願いします。

まず、9款消防費、1項消防費、1日常備消防費の補正予算につきましてご説明申し上げます。

01の常備消防負担金につきまして、25万4,000円を減額する補正をお願いするものでございます。

常備消防負担金につきましては、例年この時期に基準財政需要額の確定に伴う補正をお願いしているところでありますが、今年度、甲府地区広域行政事務組合常備消防負担金につきまして90万4,000円の増額、峡北広域行政事務組合常備消防負担金につきましては115万8,000円の減額となる旨、甲府地区並びに峡北広域行政事務組合からそれぞれ金額の提示がございましたので補正をお願いするものであります。

次に、03消防施設整備費につきまして、5万1,000円を増額する補正をお願いするものでございます。

これは、総務省による消防車両等の無償貸与先として本市が該当となり、普通免許で運転が可能な3.5トンのポンプ車両が配備されることとなり、その登録に係る自賠責保険、任意保険料、自動車重量税について補正をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、03の消防施設の整備ということで5万1,000円、登録料ということだね。この車はどこに配備するの、これ。

○委員長（滝川美幸君） 樋川係長。

○消防防犯係長（樋川浩一君） 配備先につきましては、今回、竜王1分団1部のポンプ車として扱うことに決まっております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

○委員（赤澤 厚君） はい。

○委員長（滝川美幸君） ほかに委員より質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、防災危機管理課関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時15分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、市民活動支援課より、2款総務費、1項総務管理費、12目市民活動費及び債務負担行為について説明をお願いいたします。

小林市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 引き続きよろしくをお願いいたします。

市民活動支援課の12月補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の12ページ、13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、12目市民活動費の補正予算につきましてご説明申し上げます。

ナンバー02の市民温泉等維持管理事業につきまして、補正前の額8,980万円に補正額209万円を増額し、補正後の額9,189万円とする補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、令和元年8月23日、市内3温泉施設の温泉水中ポンプの保守点検を実施したところ、点検業者から、志麻の湯の温泉水中ポンプの対地絶縁抵抗値が基準値を下回る0.9メガオームに低下しているとの報告を受けたところでございます。絶縁抵抗値の低下状況を把握し、経過を観察する必要があると判断し、9月下旬に再測定を実施したところ、絶縁抵抗値は0.6メガオームとさらに低下しておりました。新品ポンプの絶縁抵抗値は100メガオームでございますが、ポンプの劣化や老朽化により絶縁抵抗値は低下していく傾向にあり、1.0メガオーム以下になるといつ漏電ブレーカーが落ちてもおかしくない状態であると言われております。志麻の湯温泉水中ポンプにつきましては、平成22年度にポンプ入れかえ工事を実施し、入れかえから耐用年数を超える9年が経過していること、また再測定の結果、ポンプの絶縁抵抗値が基準値を下回り、低下している状況であり、今後ポンプが正常に機能しなくなるおそれもあることから、ポンプの入れかえ工事を行うための必要経費について増額補正をお願いするものでございます。

次に、債務負担行為に関する補正についてご説明いたします。

補正予算説明書27ページをお願いいたします。議案書は29ページになります。

先ほどご審議をいただきましたやすらぎ聖苑の指定管理について、協定を締結することに伴います債務負担行為でございます。指定管理料の限度額8,141万1,000円、期間につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、債務負担行為をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、温泉施設の水中ポンプのことを今説明あったんだけど、今、志麻の湯ということですね。あと3つ、百楽泉といろいろあるんだけど、そっちのほうはこういう問題はない、今のところ。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 同時期にですが、保守点検を実施しまして、百楽泉については、数値は17メガオームということで、かまなしの湯については90メガオームということなので、基準値を下回っていませんので、特に今のところ問題ございません。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

有泉委員、先ほど手挙げられたけれども、いいですか。

○委員（有泉庸一郎君） 先にどうぞ。

○委員長（滝川美幸君） 秋山委員。

○委員（秋山照雄君） そのポンプの耐用年数というのは何年ですか。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 水中ポンプにつきましては、耐用年数が8年ということ
で言われております。

○委員（秋山照雄君） ちょうど8年か、9年。

○市民活動支援課長（小林一三君） 9年目を迎えております。

○委員（秋山照雄君） ありがとうございます。

○委員長（滝川美幸君） ほかに質問ありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 志麻の湯は利用もしているんですが、ポンプどの辺の位置にあったん
でしたか。

○委員長（滝川美幸君） 日本係長。

○市民生活係長（日本 修君） 温泉の北側にボイラー室があるんですけども、その隣にポ
ンプの置いてある場所があります。よろしいですか。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに委員より質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴委員の質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、市民活動支援課関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時21分

再開 午前 11時22分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、教育総務課より、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費及び3項中学校費、1目学校管理費について説明をお願いいたします。

加藤教育総務課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） よろしくをお願いいたします。

教育総務課関係の補正予算につきましてご説明をいたします。

補正予算説明書22ページ、23ページをお願いいたします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費763万8,000円の増額は、各小学校の維持運営費の需用費の増額をお願いするものでございます。

内容は、各校で使用いたします電気料、水道料、ガス、灯油でございます。電気料につきましては、過去1年間の最大使用電力に基づき基本料金が設定されることとなっております。昨年の猛暑のときの最大使用電力が基本料金となっているため、また9月に残暑が厳しかったことなどによりまして不足したものでございます。水道料につきましては、プールの暑さ対策に伴う水の入れかえ及び補水に伴う水道料の増額、その他、灯油、ガス代の増額でございます。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費490万3,000円の増額につきましてご説明いたします。

中学校費の維持管理費中、需用費の増額をお願いするものでございます。

増額の内容につきましては、各学校で使用しております電気料、水道料、ガスでございます。電気料の増額理由につきましては、小学校と同様に、昨年の猛暑のときの最大使用電力が基本料金となっているため不足したものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） ちょっと中学校費よくわからないんですが、竜王、玉幡、竜王北で、

あとの中学校は特にないのでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） ほかの学校につきましては、見込みとなっておりますので、補正はございません。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、教育総務課関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○委員長（滝川美幸君） それでは会議を再開いたします。

続いて、生涯学習文化課より、10款教育費、6項社会教育費、2目公民館費について説明をお願いいたします。

飯沼生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（飯沼秀司君） お疲れさまでございます。

それでは、生涯学習文化課より、12月補正について説明をさせていただきます。

補正予算説明書22ページ、23ページをお開きください。

22ページ中段の10款教育費、6項社会教育費、2目公民館費です。

23ページの説明欄、15地域ふれあい館管理運営費におきまして、106万円の増額補正をお願いするものでございます。

補正額の財源内訳は、一般財源でございます。

内容につきましては、敷島の北部地域の睦沢地域ふれあい館敷地内にあります樹木の伐採

業務の委託でございます。ことし9月、睦沢地域ふれあい館東側県道沿いの高さ4メートルの石垣の一部が崩落したため、緊急に崩れた石積みを積み直しまして、崩落防止ネットを設置いたしました。この石垣が崩れた原因といたしましては、石垣の際に目測で高さ約20メートルのケヤキが生えておりますけれども、9月の台風等の強風によりまして、このケヤキがあおられ、石垣の石が緩んだものと考えております。また、この県道沿いの石垣には、このケヤキ以外にも目測で高さ15メートルから20メートルの杉などの樹木5本が並んでおりますけれども、これから冬を迎える中で、北風また大雪等によりまして、今後も石垣の崩落や倒木も危惧されております。このことから、地元地域の自治会からも、これらの樹木の伐採について要望書が提出されております。つきましては、以上の状況、また石垣東側は県道に面していることなどを検討いたしました結果、これらの樹木に起因する石垣の崩落、また倒木による被害を未然に防ぐために、補正予算によりまして6本の樹木の伐採業務を委託したいと考えております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ちょっと聞いておきたいんだけど、あれ結構県道に面しているよね、ああいうのは。県道に面している倒木とかそういうのは、県のほうから幾らかでもそういった責任というか、そういった事業に対しての援助みたいなものはない、基本的に。

○委員長（滝川美幸君） 飯沼課長。

○生涯学習文化課長（飯沼秀司君） そういった援助はないと思っておりますけれども。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 結局、市の敷地内のものがということであるためにだめということ、要はそういうことでもらえんということかな。

○委員長（滝川美幸君） 飯沼課長。

○生涯学習文化課長（飯沼秀司君） そのとおりでございます。

○委員長（滝川美幸君） 秋山委員。

○委員（秋山照雄君） 伐採の金額、木の本数と伐採の金額がわかったら、ちょっと教えてもらいたいんだけど。

○委員長（滝川美幸君） 飯沼課長。

○生涯学習文化課長（飯沼秀司君） 伐採を予定しております木は、全部で6本でございます。
それに労務費、あとは機械使用料ですとか、伐採した樹木を処分する費用等を含めまして
106万円でございます。

○委員（秋山照雄君） ケヤキは幾ら。

○生涯学習文化課長（飯沼秀司君） 金額でしょうか。

○委員（秋山照雄君） ケヤキの金額がわかったら教えてください。

○生涯学習文化課長（飯沼秀司君） すみません、今回6本のまとめてということで金額を算
出しておりますので、ちょっとこの1本幾らということはここではすみません、資料がござ
いませので、よろしく願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、生涯学習文化課関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時32分

○委員長（滝川美幸君） それでは会議を再開いたします。

続いて、スポーツ振興課より、10款教育費、7項保健体育費、2目体育施設費について
説明をお願いいたします。

山岡スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） 大変お疲れさまです。

それでは、スポーツ振興課から、12月の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書22、23ページをお願いします。

10款教育費、7項保健体育費、2目体育施設費の02体育館維持管理事業135万8,000円と06B&G海洋センター運営費165万円でございます。

補正前の額1億2,127万2,000円に300万8,000円の増額をお願いし、1億2,428万とするもので、財源につきましては、全て一般財源でございます。

補正予算の需用費でございますが、玉幡体育館消防設備修繕で、消防設備点検結果に基づきまして、非常用バッテリー不良等による誘導灯8台の交換と敷島体育館非常用発電機修繕で、自家用電気工作物保安管理点検結果に基づきまして、非常用発電機、鉛蓄電池4個の交換と交換による負荷試験を実施するものでございます。

続きまして、工事請負費でございますが、双葉B&G海洋センターろ過装置とりかえ工事で、ろ過装置の自動逆洗浄の五方弁操作機が損傷し、自動洗浄ができない状況のため、自動五方弁及び制御機器のとりかえ工事をするものでございます。

以上、スポーツ振興課からの補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほうよろしくをお願いします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 今の体育館の中の災害時非常電源云々という説明のところを、もうちょっと、ちょっと早過ぎてよくわからなかったもので、ちょっと教えてくれる。

○委員長（滝川美幸君） 山岡課長。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） 敷島体育館の関係でよろしいでしょうか。

○議員（斉藤芳夫君） 敷島だけなのね、それは。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） まず、玉幡の体育館につきましては、非常用の誘導灯がありますよね、こう構えている、あのバッテリーが5つもう作動ができないということで、今現在ついていますが、停電時にはそのバッテリーがだめですので、つかないということで点検結果が出ましたので、全部で8台ついていますが、5台が不良ということなので、8台全部をLED化の形でかえさせていただくということで、今回8台の修繕をさせていただきたい。

あと、敷島体育館につきましては、電気工作物保安点検で、非常用発電機、こちらも非常のとき、停電になった際に敷島の体育館を網羅できる電源が、鉛蓄電池が4本交換しないと今現在動かないということですので、こちらを新たに4本、鉛蓄電池を交換させていただく費用ということで、よろしくお願いします。

○委員長（滝川美幸君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） これは、それぞれ幾らずつですか。

○委員長（滝川美幸君） 山岡課長。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） まず、玉幡体育館の誘導灯につきましては、8台で45万5,895円、敷島の交換が90万2,000円でございます。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、今のちょっと関連なんですけれども、点検によってバッテリーがないということなんですけれども、耐用年数が来たときにはもうかえないと、点検のときになくなってからかえるじゃ、ちょっと対応が遅いんじゃないかなと思うんですけれども、今現状どのような交換のマニュアルというか、そういうふうになっていますか。

○委員長（滝川美幸君） 山岡課長。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） 玉幡体育館の誘導灯につきましては、おおむね寿命が6年ぐらいになっておりまして、もちろん寿命時期になれば交換をするんですが、その前にこの点検で見つかった場合は交換、また敷島につきましても、おおむね7年ぐらいが寿命ということで、こちらも同じような対応で、7年過ぎたらかえる方向で考えて、その前に点検でだめな場合はかえるという形でございます。

○委員長（滝川美幸君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） でも、いずれにしても、点検しても、そのときには大丈夫でも、寿命が寿命だからかえないと、結局、今回の点検でオーケーだから、じゃ、翌年でいいやということにはならないですよ。だから、これはやはりかえるべきところをかえていかないと、非常用のところなんです、ちょっとそこところは改善していただきたいなと思うんですが、いかがですか。

○委員長（滝川美幸君） 山岡課長。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） もちろん寿命6年、7年がありますから、そちらにつきましてはかえていくように今後考えておりますが、その前に壊れた場合が今回という形でご理解をいただきたいと思います。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

清水議員。

○議員（清水和弘君） お聞きしますけれども、バッテリーのバックアップ時間はどのぐらいもちますかね。例えば、長期の今回のような停電がありますよね、十何時間とかというような停電。これにその非常用のバッテリーの容量はどのぐらいもちますか。1回に2時間ぐらい、もっと長くもつ。

○委員長（滝川美幸君） 山岡課長。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） すみません、バッテリー時間になりますと、ちょっとうちのほうで今資料ありませんので、確認をしてまたご報告をします。1時間、2時間ということはないと思います。何日間という形でバッテリーがもつと考えられますので、また確認させていただきます。すみません。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

○議員（清水和弘君） わかりました。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、スポーツ振興課関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時42分

○委員長（滝川美幸君） それでは、委員がそろいましたので会議を再開いたします。

続いて、秘書政策課より、2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費及び5目企画費について説明をお願いいたします。

丸山秘書政策課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） お疲れさまです。引き続きよろしくをお願いいたします。

秘書政策課から、補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の12ページ、13ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費、説明欄は02広報発行事業155万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

本課の管理車両であります広報車につきましては、平成13年5月の初期登録から定期車検を受け維持をしまいましたが、18年を経過する中で走行中のエンジン停止などが頻繁に起こり、危険な状態であります。また、修理を依頼するも、経年劣化によるエンジントラブルは一時的に走行しても修理保証が確保されず、安全面の確保ができないものでありますので、年度途中ではございますが、広報活動において必要でございますので、車両を購入するものであります。

内容につきましては、12節役務費3万5,000円、これは車両購入時に預託いたします車両のリサイクル預託金と自賠責保険料であります。

18節備品購入費152万円につきましては、広報車となる軽自動車両の購入費でございます。

27節公課費4,000円につきましては、新車購入時の自動車重量税でございます。

続きまして、2行下の2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、説明欄は03企画管理費4,624万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

令和元年度のふるさと応援寄附金の金額は、当初予算におきまして4億円の歳入を見込み、これまで協力事業者と連携を図り、商品開発を初め、市におきましては、広報事業によるPR効果からも、寄附額は現在大幅に増額しておりまして、12月11日、昨日現在で約4億円の寄附をいただいているところでございます。これに対応するため、増収を見込みます贈呈品等の経費の増額補正をお願いするものでございます。

内訳につきましては、8節報償費3,419万円、これはふるさと応援寄附金をいただいた方へのお礼としての特産品等返礼品の経費の増額でございます。

12節役務費975万6,000円につきましては、寄附をいただいた方への寄附金受領証明書の送付などの郵送の経費、あとふるさとチョイスなど民間各社のポータルサイト利用に伴います手数料でございます。

13節委託料230万円につきましては、民間ポータルサイト、さとふるへの業務委託料等でございます。

次に、先ほど説明しました歳入でございますが、補正予算説明書の8ページ、9ページをお願いいたします。

中段の18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、2節のふるさと寄附金といたしまして、先ほどご説明申し上げましたが、商品開発を初め、広告事業のPR効果からも増収しております。この寄附金は12月31日までが所得税の課税期間として来年度の所得税等の控除となることから、今月はふるさと納税の繁忙期でもございます。本年も残りわずかでございますが、現在実施しております首都圏及び関西方面での広告事業、またインターネット上などにおける本市の寄附を促すため、さまざまな取り組みを期待するものであります。つきましては、寄附金額の増収を図ることからも、ふるさと応援寄附金の補正といたしまして1億円の増額補正をお願いいたし、今年度の寄附金を5億円と見込むものでございます。

今後も自主財源の確保に向け、引き続きふるさと応援寄附金事業に取り組んでまいりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、今定例会に提案いたしました補正予算の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今の説明の中で、報償費、これはふるさと納税に対しておおよそ大体何%というのは決まっているんですか。

○委員長（滝川美幸君） 大木係長。

○総合政策係長（大木 康君） 国からの定めがございまして、おおむね30%以内というふうに決められております。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに委員より質疑ありますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ちょっと聞いておきたい。公用車は企画のほうで購入するという
ことで、160万ぐらいかな、あるんだけど、今から車はドライブレコーダーというのは、今
結構つけているんだけど、これはやっぱりつける、つけない。

○委員長（滝川美幸君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 今回の購入に合わせて、ドライブレコーダーの設置は検討し
ております。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ぜひドライブレコーダーは、せっかくだから、こういうときにつけて
おくと、防犯関係にも、いろいろ市の車は、市内走っていても、何か事件が起きたときに、
そしたらドライブレコーダーがあったら結構役に立つよね。だから、せっかくこういう機会
で新しくするなら、その辺はつけたほうがいいような気がするんだけど、ぜひその辺、
前向きに検討してもらえればありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（滝川美幸君） よろしくお願いします。

ほかに委員より質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

傍聴委員、質疑ありますか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、秘書政策課関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、企画財政課より、2款総務費、1項総務管理費、3目財務管理費及び13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費について説明をお願いいたします。

山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 洋君） お疲れさまでございます。

それでは、企画財政課がお願いいたします歳出の補正予算につきましてご説明いたします。補正予算説明書の12、13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目財務管理費、01財務管理費（財政係）31万7,000円の増額につきましては、会計年度任用職員制度の開始に伴います予算科目、7節賃金の廃止による共同財務会計システムの改修の負担金で、負担金の増額でございます。

補正予算説明書24、25ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費でございます。これは、今回の補正予算に伴う歳入歳出の差引額8億3,871万6,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。この積み立てによりまして、現時点での財政調整基金の令和元年度末の現在高見込み額は43億3,847万円という状況でございます。

以上、歳出についてご説明申し上げました。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、企画財政課関係の質疑を終了し、以上で歳出の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員が入室いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午前 11時53分

○委員長（滝川美幸君） それでは会議を再開いたします。

続いて、歳入について行います。

税務課、企画財政課の順で、1款市税から22款市債までを一括で説明をお願いいたします。

長田税務課長。

○税務課長（長田裕二君） 大変お疲れさまでございます。

税務課より、歳入の12月補正案につきまして説明させていただきます。

それでは、お手元の令和1年度12月補正予算説明書の3ページをお願いいたします。

1款市税につきましては、補正額1億8,000万円を増額いたしまして、市税の総額を88億7,023万7,000円とするものであります。

内訳の項目につきましては6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、1項市民税につきましては、補正額1億8,000万円を増額いたしまして、総額を44億9,910万円とするものであります。

内訳として、1目個人、1節現年課税分につきまして1億3,000万円を増額し、個人の総額を41億1,949万5,000円とするものであります。この個人住民税の増額補正は、本年10月の当初時点の調定額に収納率を乗じて得た金額が当初予算額より1億3,000万円ほど増額となるため、補正を行うものでございます。

また、2目法人、1節現年課税分につきまして5,000万円を増額し、法人の総額を3億7,960万5,000円とするものであります。この法人住民税の増額補正は、当初予算では過去の実績等から法人税割額の落ち込みを見込んでいましたが、昨年度の業績で一部IT関連企業において法人税割が大きく増額となり、現段階での調定額をもとに年度末までを見込み補正を行うものであります。

以上、簡単ではございますが、税務課の令和1年度12月補正予算案につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 洋君） お疲れさまです。

それでは、引き続き私のほうから13款分担金及び負担金からご説明いたします。

各所管課から、それぞれ歳出に合わせまして歳入の説明もあつたことと思いますので、簡

単に説明をさせていただきます。

13款分担金及び負担金、1項負担金、5目農林水産業費負担金、1節農業費負担金388万4,000円の増額でございます。上堰頭首工本復旧事業費関係自治体負担金88万4,000円の増額につきましては、国の交付金が増額したことに伴い、関係自治体からの負担金を増額するものでございます。

補助整備事業受益者負担金300万円の増額につきましては、県営土地改良中山間地域総合整備事業負担金、双葉北部地区が増額したことに伴い、受益者負担金を増額するものでございます。

次に、15款国庫支出金でございます。1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金224万3,000円の増額でございます。

内訳といたしまして、まず養育医療費国庫負担金82万円につきましては、令和元年度の未熟児養育医療費助成対象者の増加により、養育医療費助成事業費の財源である2分の1の国庫負担金を計上するものでございます。

次に、子育てのための施設等利用給付交付金142万3,000円につきましては、預かり保育利用者数の増加によりまして、施設等利用給付費の財源である2分の1の国庫負担金を計上するものでございます。

次に、4節児童扶養手当負担金272万円の増額につきましては、児童扶養手当の支給要件の変更により、支給対象者及び手当月額の増額に伴い、国から3分の1となる児童扶養手当給付費負担金を計上するものでございます。

次に、5節保険基盤安定負担金825万4,000円の減額につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の交付金額が確定したことによる国庫負担金の減額でございます。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金65万8,000円の増額につきましては、個人番号カードを活用した消費活性化策の実施に向けた環境整備事務に必要な経費の増額に伴い、国から全額補助となる補助金を計上するものでございます。

次に、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金55万円の増額につきましては、生活保護レセプト管理システムの改修費が国から全額補助となる補助金を計上するものでございます。

次に、2節児童福祉費補助金306万6,000円の増額でございます。

内訳といたしまして、まず母子家庭等対策総合支援事業費補助金293万2,000円につきましては、高等職業訓練促進給付金に対して、国から4分の3の補助金を計上するものでござ

います。

次に、地域子ども・子育て支援事業交付金13万4,000円につきましては、特別保育事業及び竜王西保育園費において実施している地域子ども・子育て支援事業の基準額の増額に伴い、委託料、指定管理料が増額となるため、その財源として国から3分の1補助となる交付金を計上するものでございます。

次に、7目土木費国庫補助金、4節都市計画費補助金2,000万円の減額につきましては、幹線道路整備事業の財源である社会資本整備総合交付金の交付決定に伴い減額するものでございます。

次に、10目災害復旧費国庫補助金、2節河川等災害復旧事業費補助金333万3,000円の増額につきましては、台風により双葉水辺公園の一部が被災し、防護柵等の設置工事費に対する国から3分の2の補助金を計上するものでございます。

次に、16款県支出金でございます。1項県負担金、2目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金112万1,000円の増額につきましては、養育医療費県負担金41万円及び子育てのための施設等利用給付負担金71万1,000円を、国庫負担金と同様に4分の1となる負担金を計上するものでございます。

次に、4節保険基盤安定負担金2,652万7,000円の減額につきましては、国庫負担金と同様に、国民健康保険基盤安定負担金の交付金額が確定したことによる県負担金の減額でございます。

8、9ページをお願いいたします。

2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金13万4,000円の増額につきましては、地域子ども・子育て支援事業交付金が国庫補助金と同様に特別保育事業、竜王西保育園費の増額補正に伴う財源として、県補助分となる3分の1を計上するものでございます。

次に、5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金1,054万4,000円の増額でございます。

内訳といたしまして、農地集積・集約化対策事業費補助金33万6,000円につきましては、機構借受農地整備事業において2件の追加要望があったことに伴い工事費を増額いたしますが、その財源といたしまして、全額県補助金を計上するものでございます。

次に、やまなし農業・農村総合支援事業費補助金1,000万円につきましては、地域資源を生かした取り組みの支援といたしまして、玉川温泉の温泉を利用した民間事業者によるオニテナガエビの養殖施設整備費に対して、事業費の2分の1が県から交付されますので、市が

県補助金を受け、同額を事業者に補助金として交付するため計上するものでございます。

次に、モモせん孔細菌病秋季防除対策支援補助金20万8,000円につきましては、県内の桃の木にせん孔細菌病の被害が発生し、防除の支援を行うための県補助金を計上し、地産地消事業において財源更生するものでございます。

次に、3項委託金、1目総務費委託金、2節選挙費委託金1,384万4,000円の減額につきましては、県議会議員選挙、参議院議員選挙における不用額を減額するものでございます。

次に、17款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入、1節物品売払収入30万円の増額でございます。これは、消防長から消防車両が無償貸与されることを受け、入れかえによる旧消防車両の売り払い収入を計上するものでございます。

次に、18款寄附金でございます。1項寄附金、1目一般寄附金、2節ふるさと寄附金1億円の増額につきましては、ふるさと応援寄附金が当初の見込みよりふえていることから増額するものでございます。

次に、3目民生費寄附金、1節社会福祉費寄附金10万円の増額につきましては、西八幡の100歳の方から敬老祝い金10万円を高齢者福祉事業に活用していただきたいとのことで寄附金の申し出がありましたので、計上するものでございます。なお、この寄附により、高齢者と子供の帰り道ふれあい事業において、高齢者が着用するベストの購入費として同額を歳出に計上しているところであります。

次に、19款繰入金でございます。2項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金2,353万2,000円、その下の11目後期高齢者医療特別会計繰入金1万3,000円、その下の12目合併浄化槽事業特別会計繰入金8万3,000円の増額につきましては、平成30年度各特別会計への繰出金について、決算による清算分を一般会計へそれぞれ繰り入れるものでございます。

次に、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金8億8,320万3,000円の増額でございます。これは、平成30年度決算に基づき確定いたしました決算剰余金12億8,320万3,000円のうち、当初予算計上分の4億円を除いた額を計上するものでございます。

次に、21款諸収入でございます。5項雑入、1目雑入、3節衛生費雑入206万7,000円の減額につきましては、木質バイオマス産業都市推進事業の事業費の変更に伴い、財源であります二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を減額するものでございます。

10、11ページをお願いいたします。

3目過年度収入、5節介護保険負担金過年度収入7,000円の増額につきましては、平成30年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、国庫負担金及び県負担金の不足分が交付され

ますので、計上するものでございます。

次に、22款市債でございます。1項市債、10目災害復旧債、1節災害復旧債160万円の増額につきましては、台風により双葉水辺公園の一部が被災したため、災害復旧債を増額するものでございます。

次に、12目合併特例債、1節合併特例債1,900万円の減額につきましては、幹線道路整備事業の新町本線整備の財源である社会資本整備交付金が交付決定額の減額及び用地買収が翌年度以降となるため、合併特例債を減額するものでございます。

補正予算説明書28ページをお願いいたします。

地方債現在高の見込みに関する調書になりますが、表の一番下の行が合計でございまして、中ほどの起債見込み額の列にございますとおり、今回の補正で1,740万円を減額いたしますと、本年度の起債発行見込み額は29億3,700万円となり、一番右の列にございますとおり、令和元年度末の現在高は240億7,529万4,000円となる見込みでございます。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） それでは説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 財産収入で、消防車両の売り払いですが、これほどこへ売り払うんでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 防災危機管理課のほうにおいても、説明若干あったかと思いますが、消防車両の寄附を受けるということで、現消防車両が必要なくなるということで売り払うことになると思うんですけども、その辺についてどこへ売り払うかというのはまだ決まっていないかと思えます。

以上であります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、歳入の質疑を終了いたします。

ここで、スポーツ振興課より、先ほどの未回答の分について回答があります。

山岡課長、お願いいたします。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） ご苦労さまです。

先ほど清水議員のほうから、バッテリーの関係でご質問がありました。まず、敷島の非常用発電機につきましては、油、軽油がある限り対応ができるということでございます。あと誘導灯につきましては、誘導灯内へのバッテリーということで、非常に小さいという中で、対応時間につきましては、1時間から2時間の対応ということでございます。

以上となります。

○委員長（滝川美幸君） 以上で議案第88号の質疑を終了いたします。

これより、議案第88号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第88号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上で議案第88号を終わります。

これで補正予算の審査を終わります。

以上で議案審査を終了いたします。

最後に、その他を行います。

委員より、常任委員会関係でその他何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 事務局より何かありますか。

興石係長。

○書記（興石文明君） 次回1月の常任委員会の予定ですが、1月23日木曜日午後1時30分から予定しておりますので、よろしくお願ひします。1月23日木曜日1時半です。よろしくお願ひします。

○委員長（滝川美幸君） 以上でその他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務教育常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 零時13分